

瀬戸内トラストニュース

第69号 2018年4月

環瀬戸内海会議事務局 700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

改正瀬戸内法は今？ 3月16日、環境省にヒアリング

2015年9月改正瀬戸内法と付帯決議が成立し早や2年半。環境省は付帯決議に盛り込まれた未利用埋立て地の実態や灘湾協議会の設置とその運用を、どこまで把握し、その進捗状況をどう認識しているのか？

3月16日、瀬戸内法を所管する環境省閉鎖性海域対策室に対しヒアリングを行なった。

(詳細は2～3頁に掲載)



18.3.16 環境省にヒアリング

速報

愛媛県西予市三瓶町で3月14日、業者・南予エコが産廃焼却施設の操業を断念したことが分った。反対運動を展開してきた住民団体「三瓶の水を守る会」は、焼却施設廃止を条件に、産廃処分業取消し訴訟を取り下げる方向で合意した(18.3.15 愛媛新聞)。

焼却施設は水道水源上流に位置し、三瓶町住民に一切の説明もなかった。「三瓶の水を守る会」は2013年、県に設置や産廃処分業許可の取り消しを、南予エコに操業差し止めを求め、松山地裁に提訴した。施設は14年4月、試験稼働したが、基準を上回るダイオキシンが検出され中断。しかし、県は「運転の改善ができた」と処分業を許可したが、16年6月から休止していた。

5年余にわたる三瓶の皆さんの闘いの勝利です。 **Victory!** (詳細次号)

目次

東京都	瀬戸内法改正から2年半、瀬戸内海はどうなったか環境省にヒアリング	若槻武行	2
香川県豊島	豊島の太陽光発電計画	石井 亨	4
岡山市	メガソーラーも環境アセス対象に！	2018.2.10 付 朝日新聞岡山版	5
岡山市	御津地区産廃処分場計画を止めよう！	松本宣崇	6
岡山市	新斎場建設用地高額取得費支出返還請求住民訴訟控訴審「却下」の不当判決		7
愛媛県	伊方原発廃炉へ 私たちに／できること／あります	松尾京子	8
山口県	上関原発反対運動の現場から	三浦 翠	9
香川県豊島	豊島産業廃棄物不法投棄事件の今日	石井 亨	10
広島県	福山・鞆「潮待ちの港」守られる	2017.12.10、18.2.14 付 山陽新聞	11
辺野古土砂採取計画撤回を求め3月15日、防衛省要請交渉・第三次署名提出		松本宣崇	12
辺野古土砂全協第5回総会 in 沖縄	5月26(土)～28日(月) 沖縄市で開催		13
瀬戸内海沿岸の海岸生物調査	2018年 今年もやりましょう！		14
生物多様性の変遷を見続けよう！ 一故藤岡義隆氏呉海岸生物調査の今日的意義一		湯浅一郎	15
環瀬戸内海会議第29回総会 in 呉	開催のご案内		16



瀬戸内法改正から2年半、瀬戸内海は怎么样了か

環境省にヒアリング

未利用埋立地「ゼロ」が5県、湾灘協議会設置も5県



環瀬戸首都圏連絡会 若槻武行

瀬戸内法改正案は2015年9月末、戦争法案で国会が混乱する最中に、参議院発議の議員立法で3項目の付帯決議とともに可決成立した。

それから2年半近く経過した3月16日、同法の運用状況について、環境省へのヒアリングを行った。環境省から閉鎖性海域対策室の坂口室長補佐他1名、環瀬戸から阿部・湯浅両共同代表と松本事務局長、首都圏連絡会3名の計6名が出席し、仲介した立憲民主党・近藤昭一議員と筈米地秘書が立ち会った。会場は、衆院第二議員会館内の近藤議員事務所を提供して頂いた。



18.3.16 近藤昭一議員（写真右端）も同席されて、環境省にヒアリング（衆院議員第二会館近藤議員控室）

◆ 未利用埋立て地ゼロが5県…!?

今回のヒアリングで、私たちが最も気に掛けていたのは、これ以上の埋立てを止めさせるために、未利用・遊休埋立て地の実態を掴むことだった。瀬戸内法改正の付帯決議では、未利用埋め立て地がある場合、新たな埋立てを制限する内容になっている。ところが、未利用地がどれだけあるか、衆参の環境委員会では野党議員の追及に、環境省も国土省も回答できなかった。

今回の環境省の報告では、表「埋立未利用地の

状況（2016年12月時点）」（次頁）のように、兵庫・広島・山口・徳島・愛媛の5県では未利用埋立地がないとのこと。他の県でも、余りにも少なすぎると思わざるを得ない。「未利用地」の定義が曖昧なこともあるが、ここでは埋め立て面積1ha以上で、①竣工後10年以上全くの未利用か、②利用目的の工事が中断されているか、③企業の撤退に伴う未利用地としている。13府県からの報告をもとに作成されたものだが、短期間利用しただけの遊休地は対象でないことになる、全く信じられない報告であり、厳密な再調査を依頼した。私たちの方も全13府県に対し、調査の内容を正すなり、再調査するよう要請する必要を感じた。

環境省に報告をあげた各府県担当部局へのヒアリングを早急に進めたい。

◆ 湾灘協議会を設置したのは5県

瀬戸内法では漁獲高の減少、特に海苔の色落ち対策のため、海域ごとの湾灘協議会（以下、協議会）を設置することになっていた。この点は「海がきれいになり過ぎ」への対策を主張する一部の漁協や学者が熱心だった。

協議会を設置した府県は、大阪・兵庫・岡山・広島・香川の5府県に留まっている。積極的なのは兵庫。香川の協議会には従来から「里海協議会」があり、里海振興のNGOが参加している。愛媛県は養殖による栄養負荷があり、貧栄養化の対策は課題になっていないような話だった。

この協議会の必要性や実態についても、各県や市町村に聞いてみることも必要である。協議会は湾、灘の海域ごと、大阪湾なら大阪と兵庫、播磨

灘なら兵庫、岡山と香川というように、複数の府県にまたがる協議会の設置が想定されていたが、府県では全く進んでいないのが実態のようだ。

衆議院の環境委員会で、法案の提案説明をした水岡俊一参議院議員（当時）は「環瀬戸内海会議などの（議事録定稿では削除）NGOが参加する湾灘協議会」と強く発言していた。私たちに期待するそうした声に応えて行きたい。しかし、その方向には現時点では残念ながら進んでいない。

◆ 問題残り、更なる監視が必要

今回の環境省の説明では「中央環境審議会水環境部会」の第10回「瀬戸内海環境保全小委員会」で報告された資料（HPにも掲載）を配布された。その「環境省の施策」では「豊かさを実感できる海の再生事業」「きれいで豊かな海」「藻場・干潟の分布状況」「栄養塩類に係る順応的な取組」の

記載がある。「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」が地図で示されていた。

また、「農水省の施策」の「有害生物や赤潮等による漁業被害の防止」「栄養塩と漁獲量」の関係と対策の中に「施肥による栄養塩の供給」がある。施肥や汚染規制の緩和で、栄養塩の負荷が増えれば汚染が広がり、赤潮を招き、貧酸素水域が広がり、ひいては漁獲量の減少を招く。私たちはこの点を十分監視していかなければならない。

「海岸生物調査」などの活動さらに広め、県や市町村に海の環境保全を進めさせて行こう。

今回ヒアリングした坂口室長補佐は瀬戸内法の国会審議前に、環瀬戸が環境省や国会議員らに提出した文書『瀬戸内海における赤潮、貧酸素海域、底生生物の分布』が「大変参考になった」と語っていた。環境省とは今後もヒアリングなどを行い、私たちの主張を反映させて行きたい。

埋立未利用地の状況（平成28年12月時点）

	件数	面積 (ha)
大阪府	2	3.3
兵庫県	0	—
和歌山県	1	81.5
岡山県	4	18.3
広島県	0	—
山口県	0	—
香川県	1	21.2
徳島県	0	—
愛媛県	0	—
福岡県	5	84.1
大分県	1	35.0
合計	14	243.4

- ※1 以下の条件に該当する土地を埋立未利用地としている。
瀬戸内海において公有水面埋立法に基づき埋立竣功された、次のいずれかに該当する面積1ha以上の土地
- 1) 埋立地の竣功から現在に至るまで、一度も利用されていない土地
(埋立竣功後10年以上が経過した場合に限る)
 - 2) 埋立地の竣功後、本来の利用目的に関する工事に着手したが、工事が中断されている土地
 - 3) 埋立地が本来の利用目的に沿って利用されていたが、現在、利用されていない土地
(企業の撤退等に伴う遊休地化等)

- ※2 公有財産以外の民有地についても、地方公共団体が土地利用状況を把握しているものは計上している。

2018年3月16日のヒアリングで、環境省の配布資料より抜粋

追 録

三月十六日には午前九時から、辺野古土砂全協の一員として「沖縄等米軍基地問題議員懇談会」に参加する七名の国会議員と面談、辺野古埋立て用土砂採取の問題性を訴えた。その後、福山哲郎立憲民主党幹事長と面談でき、昨年十月衆院選の公約「辺野古移設の再検証・ゼロベースの見直し」実行を要請した。幹事長から「党内に検討委員会が発足した」と、回答があった。



豊島の太陽光発電計画

環瀬戸内海会議顧問 石井 亨

豊島に於ける太陽光発電計画は、計画予定地に産業廃棄物が不法投棄されていることを豊島住民が突き止め、地主を刑事告発したことから県の行政指導が入り、現在不法投棄廃棄物の撤去が進められている。発電事業者の説明会は2回で止まっており、住民との関係は膠着状態。

豊島に太陽光発電所をつくる必然性はどこにも無い。また、ほとんどの住民がそこに作られていることを望んではいない。しかしながら、現在の法律ではこれを止める手段が見当たらない。全国に太陽光発電計画に反対する運動が散在するが、どこでも状況は似たようなもので、現行法制下では止まらない。

豊島でも、産廃の撤去作業が終了すれば発電

事業を阻むものは何もうなくなる。これが、豊島住民の消費する電力の自給であれば話は分かる。しかし、たまたま豊島の人以外が土地を持っており、投機目的で太陽光発電に目を付けた県外の事業者と利害が一致したために、計画実行となったものである。

不条理と感じるのは私だけでは無いはず。こうした事態から各地で条例制定の動きが盛んとなっているが、今後作られていく条例は、過去には遡及しない。そのことがさらに、太陽光発電の駆け込みをあおっている。

豊島住民は、試行錯誤しながら今日も現地の見張りに立っている。



太陽光発電に決して反対しているわけではない。

しかし住民の殆どが望んでいなくても、域外の事業者が、「再生エネルギー」の名のもとに、太陽光発電を地域の里山や島嶼部に立地計画。法的規制もない。豊島もその典型的事例だ。

次は、あなたの住む町の里山に突然、計画が浮上することがあるかもしれない。

(環瀬戸事務局)



18.1.31 KSB瀬戸内海放送ニュース映像より
業者は草刈と測量と主張するが、実は資材の持込みを図り、豊島住民が実力阻止。



18.2.2 KSB瀬戸内海放送ニュース映像より
豊島住民は海上からの資材持込みに毎日、監視を続ける

メガソーラーも 環境アセス 対象に！

2018. 2. 10 朝日新聞岡山版

2018年(平成30年)2月10日(土)

13版▲

岡山 28

環境アセス

メガソーラーも対象に
岡山市が条例案を準備

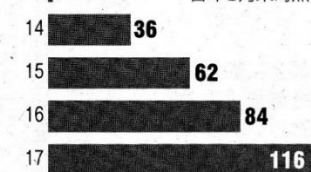
岡山市は大規模開発の事業者に環境影響評価（環境アセスメント）を求める市独自の条例案を2月定例市議会に出す準備を進めている。再生可能エネルギーの普及が進む中、県内でも急増する大規模太陽光発電所（メガソーラー）も評価対象に含める方針だ。

太陽光発電は、国が再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度（FIT）を始めた2012年以降に急増した。特に岡山県は晴れの日が多いなど気候に恵まれていることや、県が事業者の誘致に力を入れてきたことから、ここ数年で一気に増えた。

県内で運転中のメガソーラーは13年3月末時点で2施設だったが、17年同期では116に増えた。瀬戸内市や美作市では、最大出力200メガワットを超える国内最大級のメガソーラーの建設が進む。

岡山市内でも北区足守・大井地区の山林で、東京都の民間事業者によるメガソーラーの建設が進む。

県内で運転中のメガソーラーの数
経産省のデータ。各年3月末時点



約2600人の反対署名を大森雅夫市長に手渡した。現在、国の環境影響評価法や県の条例ではメガソーラー事業が実質的に評価の対象に含まれていない。

昨年12月の定例市議会では同地区の計画が議題となり、大森市長がメガソーラー事業について「市民の皆様の不安や懸念を解消する観点から、アセスの対象とする方向で検討を進めたい」と答弁。市独自で、太陽光事業者が環境影響評価を義務づける条例の制定に

向けた意向を示していた。市は21日に始まる2月定例市議会でも条例案を提案し、来春の施行を目指す考えだ。対象とする事業の規模や評価の項目などを定めた「施行規則」と「技術指針」は議決内容に含めず、市が設置する審議会と協議しながら施行までに公布や告示をする予定だ。

市の山上見検環境局長は「前もって条例を示すことで、大規模な開発を計画する事業者にも慎重になってもらえる。市民が安心して、事業者も納得する開発をしてもらうようにする」と条例の意義を強調する。

32道府県と13市が実施

自然環境や景観への影響を懸念し、独自の条例でメガソーラー事業を環境影響評価の対象に含める自治体は、全国で相次いでいる。

16年4月に環境省がまとめた報告書によると、環境影響評価の対象に太陽光発電事業を含む自治体は、長野県など32道府県と13市。これ以降も京都府や山形県が条例などを変え、動きは活発化している。

メガソーラー問題に詳しい日本自然保護協会（東京）の辻村千尋保護室長は

「FITの買い取り価格が今後も下がると見込まれていて、発電所の設置が早いほどもうかるのが現状。初期投資を抑えるために、価格が安く、法規制が緩い山林などが事業地の候補になり、住民と事業者の間でトラブルになる例が全国で相次いでいる」と指摘する。

環境省は朝日新聞社の取材に「12年には風力発電を環境影響評価の対象に加えており、太陽光発電についても全国の実態の把握に努め、必要であれば対応を考えていく」と回答した。

(山口啓太)

全国各地でメガソーラー計画が、地域住民の暮らしに不安をもたらしめている。

里山など山林を切り崩し、大量のソーラーパネルを敷き詰める計画である。しかし、設置申請は現地住民に知られることなく、経産省への申請だけでことが済む。許可を得てから住民説明会ということも日常茶飯事。申請業者が資金不足に陥ると、許可を添えて用地売買されるケースも。

樹木の植栽があって、山林崩壊、土石災害や水害がcaろうじて防止されていることは、誰もが理解できよう、設置許可申請時には環境アセスは必要とされていない。

地域の暮らしの安全を守るためには、環境アセスは欠かせない。地方自治体の上乗せ条例による事業者への環境アセスの義務付けが必要だ！



御津地区産廃処分場計画を止めよう！

三つの裁判を闘う御津産廃阻止同盟に支援の輪を

環瀬戸内海会議事務局長 松本 宣崇

岡山市北部に位置する御津地区（旧御津郡御津町）。産廃処分場計画のある虎倉（こくら）地区、下流の大野・紙工（しとり）地区は、市中心部を流れる旭川の支流・宇甘川の上流部。バブルのさなかゴルフ場用地をして買い漁られた山林で、ゴルフ場計画が頓挫し、産廃業者・西日本アチューマツトクリーン(以下、アチューマツト)の産廃処分場計画が浮上したのが2000年ごろ。

地元住民は御津産廃阻止同盟(以下、阻止同盟)を組織し、旧御津町、町議会と一体で反対してきた。しかし、09年、岡山市と合併（実質的には編入）となり、政令指定都市となった岡山市が許可、阻止同盟は建設許可取消と建設差止めを訴え、裁判闘争を闘ってきた。最高裁まで闘い、15年7月に事業者に対する建設差止め命令を勝ち取った。

ところが、岡山市は15年12月、事業者に許可を取り消し、そして、岡山市は軽微な変更で申請された計画を、違法な行政手続きで変更ではなく新たな計画として許可を下してしまった。

またも阻止同盟は岡山市を相手取り、計画許可取消の裁判闘争に突入することになった。



裁判には毎回、住民数十人が傍聴のため、足を運び、「産廃反対」のハチマキをして岡山地裁に入る。

さらに、宇甘川の支流で新たに産廃業者・エヌエス日進による産廃処分場計画(既存の用地拡張)が浮上し、岡山市が許可してしまった。当然のこと、その下流に暮らす阻止同盟は許可取消を求め提訴し、同時に建設差止め仮処分を申し立てた。

一方、アチューマツトは、最高裁判決の勝訴者・地元住民を被告として建設差止め命令の消滅を求め、請求異議訴訟を提訴してきた。最高裁で建設差止めを命令され敗訴したアチューマツトが、勝訴した住民側を訴える暴挙に出た。

2018.1.31 山陽新聞	
産廃処分場設置許可取り消し求め 岡山市長提訴 住民グループ	虎倉の産廃廃棄物最終処分場の設置を巡り、住民グループ「御津産廃阻止同盟」の7人は、市が再び設置を許可30日、有害物質を含む水が流出し、健康被害の恐れがあるなどとして、市長に設置許可の取り消しを求める訴えを岡山地裁に起こした。
岡山市が昨年8月に許可した同市北区御津	訴状などでは、処分場を計画している業者は「西日本アチューマツトクリーン」(同市中区藤原)。処分場の遮水構造が不十分な上、建設予定地から約60m下流に水道水源があるため「汚染された水が流出すると住民の生命や身体にも影響を与える」としている。処分場を巡っては、2015年7月に建設

業者は、新たに岡山市から処分場設置許可を得たことを理由に、「最高裁の確定判決の効力は『事実上』失われたので、住民も判決効力の消滅を認めよ」と、住民に迫ったのだ。

現在、阻止同盟は、岡山市役所前での街頭宣伝を行うなど、市民への理解を呼びかけるとともに、三つの裁判闘争を闘っている。

請求異議訴訟：ありていに言えば、確定判決の敗訴側が、勝訴側を被告に、判決効力の消滅を求めて訴える訴訟。

新斎場建設用地高額取得費支出返還請求 住民訴訟控訴審「却下」の不当判決



声 明 文

平成30年3月15日
火葬場について考える会
会長 片山 奈緒美

今回の控訴審において、私達の主張が全く認められず、岡山市の責任を追及できなかったことにつきましては、大変残念としか言いようがなく、この国の三権分立を疑いたくなるような結果であると感じています。

平成29年4月18日、第1審にて、全面敗訴したとき、私たちは「この国の三権分立は機能しているのか？」と耳を疑いました。今回も全く同じ気持ちです。

即刻、上告いたします。

そもそも、この裁判は、

平成24年9月に、岡山市が近隣住民に十分に知らせることも、直接説明をすることもなく、地元町内会長に「もう決まっていて、反対しても出来る。岡山市が宅地並で土地を買ってくれると言っている」と説明させ、たった1回の町内会臨時総会で条件付き賛成の決議を取ってしまったということから始まりました。火葬場建設用地に最も近い小畑地区住民は事実関係を全く知らされないうちに何もかもが決定し、突き進んでいったのです。岡山市に対し、私たちが町内会決議の問題点を指摘し、岡山市に対して再考を求める陳情をいくらかおこなっても、岡山市は地元住民らの賛成を得たという立場を崩すことなく、今日に至っています。

安定型最終処分場跡地という、法律によった手続を経ないと利用すら出来ない土地を、特段の調査もせずに不動産鑑定士に鑑定させ、4億数千万円もの税金を投入することを決定した岡山市長他の担当者の責任は大きなものがあります。しかし、第1審の判決は、岡山市の主張を一方的に認め、その判決文は大きく岡山市寄りに傾いた公平・公正さを欠いた判決であったと感じています。

廣畑鑑定・石田鑑定を評価し、藤田鑑定を排斥した今回の判決は、到底みとめられません。

岡山市は、現に本件土地を購入後も、形質変更等の費用等を投入し続け、産業廃棄物処分場跡地という何の価値もない土地に4億円あまりもの税金を投入したという責任を受け止め、なぜこのような事態になったのか、誰の責任であるのか、どこから間違っていたのかを調査し、市民へと公開すべきです。そして、今回問題となった土地の購入理由である新斎場建設計画についても、もう一度見直し、このままあの土地に新斎場を建設するという計画の無謀さに気づくべきです。私たちはこの計画を到底許せるものではありません。あの土地に火葬場を建設させることのないよう、最後まで闘い続ける所存です。

また、本件土地の購入には岡山市議会の決議がありました。市議会のチェックシステムはいったいどうなっているのかと、こちらも疑問をもってしまいます。岡山市議会議員のみなさまにも、これを機会に地方自治のあり方について再度お考え頂きたいと切に希望いたします。



私たちに／できること／あります

原発さよなら四国ネットワーク 松尾 京子

● 伊方原発ただいま全機停止中

広島高裁は昨年12月18日、阿蘇山の火砕流到達の可能性等を理由に、今年9月30日までの期限付きで伊方原発3号機の運転差止め仮処分を決定を下しました。

2号機は、四国電力が今年3月27日に「採算が取れない」との理由で廃炉を決定。1号機は既に廃炉が決定しています。

● 原発阻止運動、ただいま継続中

原発さよなら四国ネットワークは、チェルノブイリ事故直後、“発生”した四国各地の反原発運動をつなぐ会として、30年ほど前に立ち上げられました。

伊方のみならず、全ての原発を止めるために、全国の反原発運動と連携して、様々な活動をしています。この一つをご紹介します。

「愛媛県民署名の会」の活動への参加です。今秋の県知事選を視野に入れ、「伊方原発をなくして安心して暮らせる愛媛県にして下さい」という、県民30万人目標の知事あて署名です。

● 沖縄で考えたこと

私は一昨年、原発さよなら四国ネットワークの仲間とともに沖縄で開催された土砂全協の集会に参加しました。この時二つのことを考えました。一つは辺野古と伊方のゲートは、反権力の「どこでもドア」でつながっているということ。もう一つは沖縄の平和運動がこんなにも明るく逞しいのはなぜかということ。

今、私は署名用紙をもって自分の住んでいる伊予市を回っています。今日はどこを回ったか、住宅地図を塗り潰していきます。なんだかうれしくて楽しいのです。原発を止めるために自分の意志で自分の体を動かし、それを地図に落とし込む、

全国から集まった参加者が伊方原発の廃炉を訴えた集会
—20日午後、伊方町九町



18・1・21 愛媛新聞

廃炉求め全国から200人

脱原発 伊方で集会

四国電力伊方原発（伊方町）の廃炉を求める集会が20日、伊方町と八幡浜市であった。全国で活動する市民団体のメンバーらが国の原発政策を批判し「伊方原発の廃炉を進め、脱原発社会を実現しよう」などと訴えた。

「伊方から原発をなくす会」（斎藤淳子代表）が主催。伊方原発にほど近い国道197号沿いであり、約200人が参加した。

東京電力福島第1原発が立地する福島県大熊町の住民でつくる「大熊町の明日を定む会」も参加した。

集会では、伊方原発の運転差止めを命じた広島高裁の決定を勝ち取れた。全国の原発廃炉に向けて進んでいることを呼びかけた。21日は原発ゲート前で抗議運動をするほか、伊方町内で原発反対のチラシを配る予定。（伊藤慶）

を考える女性の会代表で、大熊町議の木幡ますみさん（62）は「二人一人の生活が壊され、ひどい状況が続いている」と吐露。住民の放射線への不安は根強く、荒れ果てた家や土地などの問題が山積していると「同じ苦しみを経験するまい」とも原発は止めるべきだと力を込めた。

米軍普天間飛行場（沖縄県宮古郡）の名護市辺野古移設への抗議運動を続ける沖縄平和運動センターの山城博治議長は「粘り強い行動で、伊方3号機の運転差止めを命じた広島高裁の決定を勝ち取れた。全国の原発廃炉に向けて進んでいる」と呼びかけた。

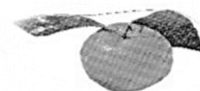
目に見える達成感もあるのですが、何よりも「私は原発を止めたいと思っている」ことを、初めて会う人に言えること、一緒に止めましょうと誘えること。「私」から「私たち」になれること。

沖縄の運動も「私はこう思っている」ということを、自分の体を動かして表しながら「私たち」をつくってきました。それを絶やさず諦めずにやってきたから、あんなにも明るく逞しいのじゃないだろうか。

● 私たちに／できること／あります

署名の時に配るリーフレットには、「私たちに／できること／あります」と書いてあります。そうどこにいても仲間さえいれば、見つければ、私たちに／できること／あります。

ともにがんばりましょう。





上関原発反対運動の現場から



原発いらん！山口ネットワーク 三浦 翠

1982 年計画浮上から 36 年。当初から中国電力（以下、中電）は上関町の入口に「上関原電立地事務所」を構え、今も 50 人の職員を常駐させ続けている。立地工作のみに専念するこの職員たちは、町民の暮らしの中に深く入り込み、買収に買収を重ね、就職の世話から縁談の世話までして町民のプライバシーをほしいままにし、選挙への介入もやり放題だ。

しかし、予定地の対岸 4 km の祝島だけは違った。原発への出稼ぎ労働を経験した人たちが、島の一軒一軒を回って、原発の実態を話していたからだ。祝島漁協は「上関原発絶対反対」の旗を揚げ、中電社員を祝島に上陸させなかった。

2000 年に共同漁業権管理委員会が中電と漁業補償契約を締結し 125 億円の補償金受け取りを決めた時も祝島分の 10 億 8 千万円の受け取りを拒否。10 億 8 千万は供託された。

09 年 9 月に中電は予定地・田ノ浦の海の埋立てに乗り出したが、浮標を 9 基浮かべただけで埋立てはされていない。

中電は何度も埋立て海域に土砂を投入しようとしたが、中電の作業用台船のある各港では市民が一晩中見張りを続け、海岸と団結小屋にはシーカヤック隊が泊まり込みで見張り、祝島のおばちゃん、おじちゃんたちが交代で田ノ浦の浜に座り込み、これに市民も加わる中で、中電は現地に辿りついて何もできないか、近付くこともできない日々が一年以上続いた。

しかし、この間に中電は祝島の人たちと市民に対し、数々のスラップ裁判を仕掛けた。なかでも祝島島民の会代表の清水さんたち 4 名に、4800 万円を支払えと訴えた裁判は、何とか勝利にこぎつけるまで 6 年間にわたった。このことを思い出す

たびに、中電という企業の体質への憎しみが抑えきれない。

3. 11 の福島事故を受けて、山口県知事の要請で、中電の埋立て工事への動きはやっと止まった。その後、祝島の人々にもやっと静かな日々が戻ってきたと思っていた。



デモ行進で原発建設反対を訴える参加者ら
＝24日、山口市
18.3.25 付山口新聞 「3.24 上関原発を建てさせない山口県民大集会」を伝える記事より抜粋

上関原発計画撤回を
維新公園で県民大集会 2 千人

それまで多くの抗議のなか、中電の埋立て免許をずるずると伸ばしていた村岡・山口県知事が 16 年 8 月 3 日突然、「埋立免許の延長を許可する」と発表。これで中電はいつでも埋め立て工事に着手できる状況になった。上関原発の建設が確実になるまでは埋立て工事に着手しないようにという条件付きではあるが。

一方、祝島が受け取りを拒否して供託されていた 10 億 8 千万円の補償金は、供託期間 10 年が過ぎた途端、何の法的正当性もないのに山口県漁協が手にして、祝島支店（祝島漁協は 2006 年に県漁協に合併された）にその受け取りを迫り続けている。昨年 12 月には広島地裁岩国支部が、県漁協のやり方に違法・無効の判決を出したばかりなのに、18 年 3 月 27 日には、また違法な総会の部会を柳井市で開催。しかし県漁協の補償金配分案は、27 対 23 で否決された。



豊島産業廃棄物不法投棄事件の今日

環瀬戸内海会議顧問 石井 亨

2017年3月28日に、廃棄物及び汚染土壌の全量91万1千トン余りの全量撤去を終えた豊島事件現場は、不要となった施設の撤去が進められ、同時に汚染地下水の対策に取り組んでいる。ところが、今年1月25日に85トン、2月23日に30トンの新たな廃棄物（汚泥）が発見された。電磁探査や磁気探査には限界があり、見つけ切れなかった廃棄物である。これらの廃棄物の処分は決まっていないが、フォローアップ委員会及び豊島住民の意見を聞きながら、調停条項に定められた再利用を果たすべく検討が進められている。これらの廃棄物の発見は、さらに廃棄物が埋蔵されている可能性を示しており、大規模な廃棄物の搜索が今後予定されている。



2018.2.10 KSBニュース放映画像より

しかし、今後の豊島の最も難解な課題は、地下水の処理である。香川県

は、平成35年3月末日（特措法の補助期限）までに、地下水の水質を排水基準以下にまで浄化し、2年間の観察期間において、関係施設の撤去を実現する計画を立てている。つまり、実質3年間で地下水の浄化を終える計画だ。しかし、地下水の挙動はつかみにくく、汚染も比較的深い層に高濃度に

検出されている。集水井などを駆使して積極的に揚水する計画だが、その進行は当初計画から遅れ気味になっており、フォローアップ委員からも叱責の言葉が出る。大詰めに来て切羽詰まっているという事態になっている。まだまだ、全作業終了までは時間を要する。

= 書籍のご案内 =

43年に渡る豊島の闘いを知る必見の書

もう「ゴミの島」と言わせない

～ 豊島産廃不法投棄、終わりなき闘い ～

著者 石井 亨

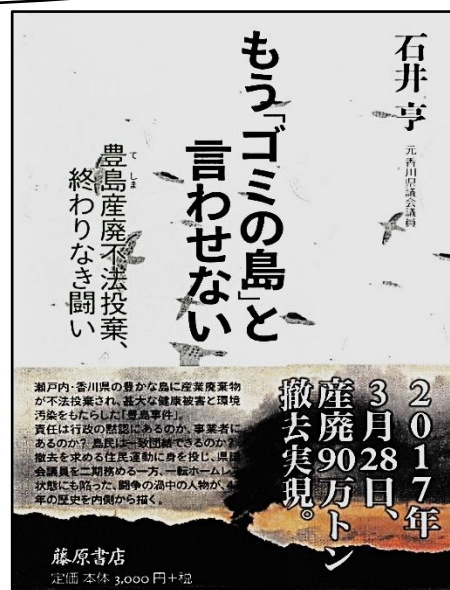
藤原書店 2018.3.28刊 400頁 価格 3000円＋税

廃棄物全量撤去から1年、今年3月28日に、43年目に入った豊島事件を振り返る本が刊行されました。

環瀬戸では、税抜き価格、送料当会負担で提供します。

お申し込みは、環瀬戸事務局まで FAX でお願ひします。

Tel・fax 086-243-2927 松本





福山・鞆「潮待ちの港」守られる

山陽新聞 2017年(平成29年)12月10日 日曜日 社会 32

古くから「潮待ちの港」として知られ、歴史情緒あふれる町並みが残る福山市鞆町地区が11月、国の重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)に選定された。重伝建入りを目指した最初の調査から42年。景観の保存、観光振興

に期待の声が上がる一方、住民が望む狭い県道の代替道路整備の見通しは立っていない。伝統的なたたずまいを守りつつ、生活環境をどう向上させていくか。長年の夢をかなえた地域に課題が横たわる。(洞井宏太)

福山・鞆町地区 重伝建選定



ズーム 鞆町伝統的建造物群保存地区。廻船(かいせん)業の中核を成した西町や関町を中心とする約8・6軒が対象地区。江戸期から昭和30年代の建物や塀など290件が残る。うち所有者から同意を得た229件を歴史的価値の高い「伝統的建造物」に特定している。国は歴史的に価値が高いと認めた重伝建地区の町並み保存を補助金などで後押しする。

山陽新聞 2018年(平成30年)2月14日 内政・総合 3

福山・鞆架橋代替案 山側トンネル 調査に200万円

広島県は13日にまとめた2018年度当初予算案に、福山市の鞆港埋め立て・架橋計画の代替案である山側トンネル整備案の調査費2千万円を計上した。同トンネル案関連の予算化は初めて。

調査は、6、9カ月程度かけて地盤や地形を調べ、

つくる「鞆町内会連絡協議

00万円を盛り込んだ。(村上達也)

その上で具体的なルートを決める。トンネル整備に伴う鞆町地区中心部の交通量削減効果も検証。県は調査結果を地元住民に示し、トンネル建設の是非を協議する。山側トンネル整備案は湯崎英彦知事が12年6月、鞆港埋め立て・架橋計画撤回と同時に提示。反対意見もあり予算化は見送られてきたが、地元の全22町内会で

広島地裁は2009年10月、福山市鞆地区の歴史的景観を「国民共有の財産」と認定し、広島県に対し、鞆港埋立て架橋計画(以下、計画)差し止めを命じた。

しかし、狭い生活道解消のための県道拡幅事業(1950年策定)とはいえ、計画に固執する市長が登場して長期にわたり、鞆住民を分断する事態をもたらしてきた。

広島県は12年6月に、知事交代により計画撤回と同時に「山側トンネル」案を提示。16年2月、県が計画を、反対住民が訴えを取り下げ、裁判は終結した。

その後、福山市も市長が交代し、昨年2月から重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)の保存計画策定に着手、11月28日、国の重伝建選定決定が官報告示された。

1975年、福山市が重伝建選定をめざし調査を開始して以来、実に42年、83年に鞆港の埋立て架橋計画浮上以来34年余り、画期的な広島地裁判決からも、既に8年余りを要した。

鞆町づくり工房などが地裁判決以前から代替案として提案してきた「山側トンネル建設」にやっと、調査費2千万円が県18年度予算に盛り込まれた。

辺野古土砂採取計画撤回を求め 3月15日 防衛省要請交渉・第三次署名提出

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会事務局長 松本 宣崇



3月15日、辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会（以下、辺野古土砂全協）は、防衛省に対し三度目の要請交渉を行った。交渉の場を仲介して頂いた近藤昭一衆院議員はじめ、11名の国会議員本人が同席され、衆院第二議員会館で行われた。

私たち辺野古土砂全協は、防衛省に対するこれまでの要請交渉の中で、外来生物防止対策として、細粒が大量に混ざる「岩ズリ」の水洗浄はできるのか、問い質してきた。16年11月の交渉では、沈黙したままであった。

防衛省は17年末、アルゼンチンアリなどを飼育し「高熱処理」による外来種防止対策実験を行っていると明らかにした。



15日の要請交渉では、「高熱処理実験」が最重要の質問項目となった。

高熱処理はどのような条件下で行われているのか、高熱処理は全量実施なのか、それともサンプル実施なのか、その費用負担は誰がするのか。ほかの臓物、植物については実験しているのか、実験はいつまで行うのか、実験結果は公表するのか。

交渉は予定の一時間を二〇分超過して行われた

が、実験に疑念を抱く私たちの相次ぐ質問に、防衛省から納得できる回答はなかった。

高熱処理実験結果報告は3月31日に公開と明らかにしたが、植物を対象とした実験はこれまで実施されてなく、二週間でできるわけがない。あまりにも杜撰な「実験」で、西日本各地からの土砂搬入を進めようというのか。

防衛省も、遵守義務を認める閣議決定「生物多様性保全戦略」に反する土砂搬入が、許されないのは当然だ！

**第三次署名23,411筆を提出
合計117,310筆に**



3月15日、防衛省との要請交渉の後、内閣府に「辺野古埋立て用土砂採取計画の撤回を求める署名」の第三次提出を行った。

2015.10.15 第一次 52,429筆

2016.11.01 第二次 41,470筆

今回の第三次提出 23,411筆

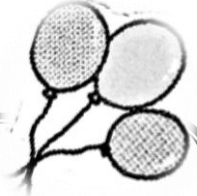
と合わせ、117,310筆になった。

これらの署名の大半は、組織的署名集めでなく、全国各地の一市民がコツコツと知り合い・知人に呼びかけ集められた結果に大きな意味がある。そのことを内閣府担当官にも強く申し上げ、首相にも伝えるよう要請した。

辺野古土砂全協第5回総会 in 沖縄

5月26(土)～28日(月) 沖縄市で開催

その土砂ストップ! - 命の海に基地はいらない -
集おう! 沖縄に!



スケジュールと行事

◆5月26日(土)

13:00 那覇空港 集合

直ちにフィールドワーク

行先 読谷戦跡めぐり 泡瀬干潟

南風原陸軍壕跡

18:30～20:30 懇親会

会場: NBC プライダルセンター (沖縄市内)

会費: 3,700円

☆第一部 北上田毅さん講演会

(沖縄平和市民連絡会共同代表)

「辺野古新基地建設事業の現状と問題点」

☆第二部 全国港湾からの特別報告(要請中)

☆第三部 各地からの報告

☆まとめと提言

湯浅一郎さん(辺野古土砂全協顧問)

会場はいずれも、沖縄市民会館中ホール

◆5月27日(日)

09:30～12:00 第5回総会

12:30～16:30

その土砂ストップ! 沖縄集会
- 命の海に基地はいらない -

☆海勢頭豊さんコンサート

(ジュゴン保護キャンペーンセンター代表)

◆5月28日(月)

08:00～15:00 オプションツアー

沖縄市民会館前出発→本部港視察→辺野古

座り込み→沖縄市民会館→那覇空港

＜連絡・問合せ先＞

・本部町島ぐるみ会議(阿波根 090-9783-5926)

・辺野古土砂全協(松本 090-3638-0187)

18.3.16 琉球新報



【東京】防衛省は15日、米軍普天間飛行場移設に伴う名護市辺野古の新基地建設を巡り、今年2月に埋め立て工事業者と契約したと明らかにした。新基地建設に反対し、埋め立て土砂採取予定地の市民団体などでつくる「辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会」(大津幸夫、阿部悦子共同代表)による聞き取りの場で説明した。土砂投入の契約は初。投入は早ければ6月にも行われる見込みで、工事が本格化する。

防衛省は昨年10月に「シユワブ埋め立て工事」として5工区の工事を公告した。2日の契約で土砂の購入から運搬、埋め立てまでを工事業者と契約し、5工区総額で約270億円となった。本部町、国頭村の岩ずり投入は予定。2018年度には新たに11万7310立方メートルと

辺野古埋め立て初契約 防衛省5工区、計270億

3月15日の防衛省との要請交渉では、沖縄県内、本部町・国頭村で採取される「岩ズリ」による辺野古の埋め立て・土砂投入の契約が、今年2月に締結されていることが初めて明らかになった。5工区総額で270億円。

辺野古崎南側の「シユワブ沖埋め立て」5工区への岩ズリの投入は、早ければ6月という。

辺野古土砂全協第5回総会について、この暴挙に抗議しよう!

瀬戸内海沿岸の海岸生物調査



2018 年 今年もやりましょう！ 見て、触れて、感じて、食べて、足元の海を感じて



環瀬戸内海会議事務局



2002 年に始めた海岸生物調査、今年で 17 年目に入ります。

- ☆ 昨年まで確認できた生物が今年は生息していない・・・どうしてなんだろう??
- ☆ 今年も、昨年とほぼ同じ・・・変化無し。

海岸生物調査では、「変わらないことの重要性」を再認識させられます。

海岸生物調査のもつ意味は何よりも、いつの間にか失われてきた豊かな海の現状を把握し、豊かな海を取り戻すこと、そして気楽に誰でもできる調査で「足元の海」を体感することだと思っています。

☆ 生物は環境の変化に敏感です。

愛媛県今治市吉海町では 2005 年末、塩川跡地に鉄鋼スラグが持ち込まれ、導水路のカキや二枚貝が死に、住民の反対で撤去されるや、急速に回復しました。

足元の海に生息する生物を、市民の目線で知ることが重要と思っています。

☆ 見て、触れて、感じて、食べて

見て、触れて、感じて、できれば食べて、足元



6月15日(金)環瀬戸第29回総会プレイベントとして、呉市長浜・戸浜で海岸生物調査を行います。
JR呉線広駅、14:00集合(要・事前連絡)

の海をともに感じて下さい。そして、海の生き物たちが、環境の変化に如何に敏感に反応するか見て下さい。

☆ あなたが生物調査リーダーに！

これまで調査活動に参加してきた皆さん、ぜひともリーダー役になって下さい。まずは、これまで各地で生物調査にご協力頂いた皆さんに、引き続き調査をお願いします。

☆ 潮時表を見て、「大潮の日」に調査を

潮位表(気象庁が公開している潮位表)を見れば、あなたの住む地域の大潮の日がわかります。

それぞれの地域での絶好の日程・時刻を今から設定して下さい。

これまで各地で協力して頂いている皆さん、今年も宜しくお願いします。



☆ 調査結果を下記連絡先までお願いします。

= 連絡先 =

海岸生物調査担当 坂井 章

〒738-0054 広島県廿日市市阿品 4-21-5

E-mail kanseto-cyousa@setonaikai-japan.net

生物多様性の変遷を見続けよう



— 故藤岡義隆氏呉海岸生物調査の今日的意義 —

環瀬戸内海会議共同代表 湯浅 一郎

◆生物多様性をこれ以上、侵害してはならない

瀬戸内法改正問題で、環瀬戸内海会議は、埋立禁止、海砂採取禁止、そして産業廃棄物持ち込み禁止を掲げて運動を進めた。しかし、その3つが実現すれば、今、瀬戸内海が抱えている課題に対応できるというわけにはいかないように思われる。そのためには、より包括的で、長期的視野に立つ新たな視点と方針が必要である。私は、生物多様性・循環をキーワードに瀬戸内海的环境を見直し、検証することが鍵になると考える。

人類は、21世紀に入る直前、自らのありようを猛省し、このまま進むことは大きな過ちを犯すことになると思った。その一つの表れが1993年採択された生物多様性条約である。そこには人類活動、とりわけ20世紀を通じた活動により、地球が作り出した奇跡とも言える生物多様性は、余りに急激に減衰しており、これを食い止めることなしに人類の継続的生存はあり得ないとの危機感が根底にあった。日本でも2008年に生物多様性基本法ができ、政府は5次にわたり生物多様性国家戦略を閣議決定し、一定の努力はしてきたが、状況は一向に良くならない。それどころか、辺野古埋め立てや原発再稼働に見られるように、政府が先頭に立って生物多様性国家戦略に反する行為を推進しているのが現状である。市民社会全体が、この視点からあらゆる公共政策を検証し、政府の行為を止めていかねばならない。

◆定点での観察調査の継続を！

上記の作業には、生物多様性の変遷の実態を克明にフォローできるデータが不可欠である。しかし、それに該当する調査はほとんどない。この視点で環瀬戸顧問であった故藤岡義隆氏による1960年からの呉周辺の海岸生物調査データ・図表

「地点別・総種類数の年次変遷」を見直してみると、その重要性が見えてくる。ほぼ半世紀にわたり毎年、同じ場所に出現する生物相を見続けてきたこのデータは、一市民が、継続してきた調査結果ではあるが、国内はもとより、世界的にもほとんど類がない。環境省中央環境審議会の瀬戸内海的环境保全に関する答申（2012年10月）にも藤岡氏の図表が引用されている。



故藤岡義隆氏

生物多様性が鍵になる今日において、藤岡氏による調査が社会全体に対して有している意義は計り知れない。なぜならば、過去の調査は引き返すことができないからである。1960年代の高度経

済成長と引き換えに全国的に進行した自然破壊の時期、全国各地で、一気に生物多様性が奪われていったはずである。藤岡氏の調査は、瀬戸内海の一角で起きていた生物多様性の変遷の有りようを克明に記録しているのである。

今という時期に、彼が残したデータの意義を見つめ直したい。環瀬戸は、そうした問題意識から、2015年から藤岡氏による調査と同じ手法による調査を再開している。そこから90年代後半から2000年にかけて一旦は回復基調にあった種数が再び減少している可能性が見えてきている。これを瀬戸内の各地で、そこに暮らす市民の活動として少しでも広げ、確かな問題提起を続けていくことが今、私たちに求められている。



環瀬戸内海会議第29回総会 in 呉

開催のご案内

生物多様性の変遷を見つめて

～ 故 藤岡義隆さん海岸生物調査の原点に学ぶ ～

開催期日：6月15（金）～17日（日）

開催場所：広島県呉市

会場・宿泊：ビューポート くれ（呉海員会館）

下図参照

〒737-0046 広島県呉市中通 1-1-2 Tel 0823-20-0660

JR呉線・呉駅から徒歩5分 駐車場有（有料）

《 スケジュール 》

◆6月15日（金） 呉市長浜・戸浜海岸生物調査

集合 時刻：14：00 場所：JR呉線・広駅

定員：15名 先着順 定員になり次第締切

◆6月16日（土）

13：00 総会記念パネルディスカッション

（ビューポート くれ）

「生物多様性の変遷を見つめて」

18：30 懇親会（焼鳥・一とり 0823-26-6300）

◆6月17日（日）

09：00 第29回総会（ビューポート くれ）

13：00 フィールドワーク（呉市長浜・戸浜）

* 6月16日、17日の会場は、

《 参加費用 》

◆参加費 1,000円

◆宿泊費 7,000円（シングル）

6,000円（ツイン）

4,500円（和室3～4名）

（いずれも一泊朝食付き）

◆懇親会費 4,000円

共催：広島平和教育研究所

広島県教組公害と教育部会（予定）

申し込み・お問合せ先：

環瀬戸内海会議事務局・松本

Tel・fax 086-243-2927



2018年度会費納入のお願い

年会費（一口）個人 4,000円 団体 10,000円

—— 何口でも可 ——

非礼と思いますが、会費等を納入頂いた方にも振込用紙を同封しています。環瀬戸内海会議の活動は、主に年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願い致します。カンパ熱烈大歓迎！！です。

本年4月で、環瀬戸内海会議は29年目。新年度に入りました。会費のお納めをお願いします。

環瀬戸内海会議HPアドレス
<http://www.setonaikai-japan.net>
「環瀬戸内海会議」で検索して下さい。辺野古土砂全協の活動資料等も見ることができます。

瀬戸内トラストニュース第69号 2018年4月10日／発行責任者 松本宣崇

環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子（愛媛県） 湯浅 一郎（東京都）

Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

HPアドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>

会費等振込先 郵便振替 口座№ 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議

銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで